

第 5 次利根町総合振興計画 後期基本計画 骨子案修正版

第2回審議会資料から修正した箇所について

【修正点】

- ・9/20 審議会でご指摘及び、担当課との個別調整等を受けての修正 →赤字
- ・9/30 第1回専門部会、10/9 第2回専門部会でのご指摘等を受けての修正 →青字

基本方針 1

安全で人にやさしい快適なまちづくり

基本方針1 安全で人にやさしい快適なまちづくり

基本施策 (中項目)	施策 (小項目)		主な取組 (細項目)	
1 快適な住環境の 整備	1	持続可能なまちづくりに向けた土地利用	①	総合的かつ計画的な土地利用の推進
			②	戦略的なまちづくりの展開
	2	多様な人々が訪れ交流する住みよさ溢れる住まいの環境づくり	①	良好な住環境の維持・充実
			②	空き家・空き地を活用した定住促進
			③	町営霊園の適正な維持
			④	町内外から人が訪れ交流が育まれる場所づくり
2 持続可能な環境 対策			⑤	新生活を支援する補助体制の充実
			⑥	町内での新たな働き方の支援
	1	総合的な環境対策の推進	①	総合的な環境行政の推進
			②	環境意識啓発の推進
	2	地球環境保全に貢献する持続可能な社会環境づくり	①	再生可能エネルギー・新エネルギーの推進
			②	温室効果ガス排出抑制の推進
			③	適正なごみ処理の推進
			④	再使用・再資源化の推進
	3	安全・安心で快適な生活環境づくり	①	公害に関する情報の収集
			②	監視体制の強化と相談体制の充実
			③	生活環境悪化の予防対策
			④	生物多様性に富んだ生物生息空間の形成
3 移動環境と憩いの場の整備と維持管理			⑤	環境保全活動を推進する人・仕組みづくり
	1	公共交通の充実	①	公共交通の利便性の向上
			②	公共交通サービスの確保
	2	道路・公園の整備と維持管理	①	町内幹線道路・生活道路の整備充実
			②	生活道路の維持管理
4 上下水道の充実と管理運営			③	公園・緑地の維持管理
	1	水道水の安定供給	①	より安全でより安定した水道水の供給
			②	水道施設の適正な維持管理
	2	下水道の整備と管理運営	①	公共下水道施設の整備及び維持管理
			②	雨水対策の推進
			③	公営企業会計に基づく下水道事業の推進
5 地域の安全・安心の強化			④	高度処理型浄化槽の設置・転換の促進
	1	防災体制の強化	①	総合的な防災体制の強化
			②	危機管理の強化
			③	地域における防災体制の強化
			④	消防体制の強化と充実
	2	防犯の充実	①	防犯活動の展開
			②	消費生活相談の充実
	3	交通安全の充実	①	交通安全意識の啓発
			②	危険箇所の把握と交通安全施設の整備

施策の内容

施策 1-1-1 持続可能なまちづくりに向けた土地利用

人口減少に対応するために、集約と連携を目指した都市構造へと転換を図りながら、効果的かつ計画的なまちづくりを進めます。

主な取組① 総合的かつ計画的な土地利用の推進

- 都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画との整合性を図りながら、秩序ある土地の有効利用を推進します。
- まちづくりに関する基礎的な調査・分析を行うとともに、適正かつ計画的な土地利用の実現に向け、規制誘導の適切な運用を行いながら、必要に応じて見直しを行い、地域特性に応じたきめ細かな土地利用誘導を図ります。

主な取組② 戦略的なまちづくりの展開

- 重点** 計画的な住宅地や公共・商業・業務施設が立地する市街化区域のエリアについては、関連部署と連携し、空き家・空き地・空き店舗をはじめとした都市の既存ストックを活用しながら市街地のスポンジ化対策に取り組むとともに、人口規模に応じた都市機能を維持し、活力と魅力が持続する暮らしやすい市街地の形成を図ります。
- 田園や集落などが面的に広がる市街化調整区域のエリアについては、無秩序な土地利用や開発の抑制等による優良農地の保全・育成に努め、既存の公共施設等の諸機能を維持しながら、集落機能の維持強化に努めます。
- 市街化調整区域のエリアのうち、幹線道路沿道などの効果的に活用される可能性が高い地区については、沿道に接する既存の住宅・産業・公共系土地利用を生かした新たなまちづくりの展開を目指します。
- 重点** 市街地内の管理不全の土地や未利用地・低未利用地について、有効利用に向けた円滑な転換を促進します。

施策 1-1-2 多様な人々が訪れ交流する住みよさ溢れる住まいの環境づくり

本町らしさ溢れる良好な住環境の維持・充実に努めるとともに、町内町外から人が訪れる住みよいまちづくりを進めます。

主な取組① 良好な住環境の維持・充実

- ・都市計画法や建築基準法等関係法令に基づき、良好な住環境の形成を図るとともに、必要に応じて地区計画を含めた効果的な土地利用について検討し、良好な住環境の形成を誘導します。
- ・空家等の所有者などへ適切な維持管理の周知とともに、各種相談に対する情報提供を行います。

主な取組② 空き家・空き地を活用した定住促進

- 重点** ・空き家や空き地等の状況を的確に把握するとともに、空き家・空き地バンク制度や諸施策と連携しながら、住宅ストックを有効に活用し、定住促進を図ります。
- 重点** ・町内外の外部人材の協力等により、行政・民間・団体・地域住民を巻き込みながら、**空き家・空き地の流通及び利活用**について様々な活用アイデアを実践し、地域課題の解決に取り組みます。

主な取組③ 町営霊園の適正な維持

- ・墓地については、既設墓地の適切な維持管理や無縁墓の発生防止に努めるとともに、墓地需要の多様化に対応した適切な供給を図ります。

主な取組④ 町内外から人が訪れ交流が育まれる場所づくり

- 重点** ・就業の場の確保や地域産業の活性化等、民間活力を生かしながら、まちの魅力や活力向上に資する土地利用の展開・誘導を図ります。
- ・公共用地や公共施設の効果的な利活用に向けて、**民間のアイデアを生かした様々な試行を通じて**、新たなまちづくりに向けた取組を進めます。

主な取組⑤ 新生活を支援する補助体制の充実

- ・**住宅取得にかかる支援制度に取り組みながら**、**多様な住居ニーズに応じた移住定住の促進**を図ります。
- ・結婚に伴う経済的負担を軽減し、希望通り結婚し安心して子どもを産み育てられる環境づくりを支援します。
- ・若い世代の金銭的負担を軽減し、次世代の地域の担い手となり得る人材の移住定住を促進します。

主な取組⑥ 町内での新たな働き方の支援

- 重点** ・ 町内にいながらも都市と同じように仕事ができる新たな働く環境づくりを支援し、移住定住を後押しします。

※施策内容は調整中。

施策の内容

施策 1-2-1 総合的な環境対策の推進

町民・事業者・行政が協力し合い、環境にやさしいまちづくりを総合的に進めます。

主な取組① 総合的な環境行政の推進

- ・ 環境基本計画の策定を取り組むとともに、環境基本条例や策定した環境基本計画に基づき、人と自然の共生を目標とした良好で快適な環境の保全・創出を図ります。

主な取組② 環境意識啓発の推進

- ・ 町内にある地域資源を **生**かした小・中学校の環境教育を実践するとともに、社会教育活動事業を通じて、町民への環境学習の機会の提供に努めます。
- ・ 環境イベントや講演会などの開催による環境意識の醸成など、関係機関と連携しながら、様々な活動を支援し、町民の環境への意識啓発を図ります。

施策 1-2-2 地球環境保全に貢献する持続可能な社会環境づくり

エネルギーの効率的な利用や地球温暖化対策、ごみの発生・排出抑制・再使用・再生利用（4R）など、社会経済活動において、環境への負荷をできる限り軽減させ、持続可能な循環型の社会環境づくりを進めます。

主な取組① 再生可能エネルギー・新エネルギーの推進

- ・ 再生可能エネルギーの推進に努めるとともに、補助金などを有効に活用し、住宅等における再生可能エネルギーの導入促進を図ります。
- ・ 再生可能エネルギー導入への理解と意識高揚に向けた情報提供・意識啓発を **図**ります。

主な取組② 温室効果ガス排出抑制の推進

- ・ 利根町温室効果ガス排出抑制実行計画に基づき、庁内における温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化に取り組みます。
- ・ 省エネルギーの取組への理解と協力に向けた啓発活動や町民が自発的に省エネルギーに取り組むための情報提供に努めます。
- ・ **町**内にある緑地の保全を図るとともに、住宅や事業所等での敷地の緑化などを通じて、二酸化炭素の吸収源の確保に取り組みます。

- ・電気自動車などの次世代自動車や低公害車・低燃費車等，環境に配慮した自動車の導入の促進を図るため，町民への普及啓発に努めます。

主な取組③ 適正なごみ処理の推進

- ・ごみの適正な排出・分別の徹底を呼び掛けるとともに，龍ヶ崎地方塵芥処理組合（ごみ）や龍ヶ崎地方衛生組合（し尿及び浄化槽汚泥）の協力のもと効果的な処理運営と環境負荷の少ない処理に努めます。
- ・食品ロス削減や簡易包装の取組，マイバッグ持参運動等を通じて，日常の生活の中で実践できるごみの排出抑制の促進に努めます。

主な取組④ 再使用・再資源化の推進

- ・町民の日常から排出される廃棄物の再利用の促進などを通じて，ごみの再資源化の推進を図ります。
- ・本町における資源物の収集量や再利用状況などについて情報の提供に努め，町民や事業者の意識の高揚を図ります。

施策 1-2-3 安全・安心で快適な生活環境づくり

公害等による地域環境の悪化の防止に取り組み，住みやすい環境を町民・事業者・行政が一体となって取り組みます。

主な取組① 公害に関する情報の収集

- ・広報紙・ホームページを活用し，町民や事業者への環境情報の提供を行い，公害の未然防止についての意識の高揚を図ります。
- ・騒音，振動，悪臭などの典型 7 公害をはじめとした公害事案の情報の収集のほか，化学物質やダイオキシン類，放射性物質対策に向けて，基準データの把握や情報収集に努めます。

主な取組② 監視体制の強化と相談体制の充実

- ・関係機関及び庁内部局との情報共有を図りながら，公害防止の監視体制強化を図ります。
- ・公害事案の情報の収集を行い，公害苦情相談に適切に対応し，その解決に努めます。

主な取組③ 生活環境悪化の予防対策

- ・住み良い生活環境を守るため，不法投棄やポイ捨て，雑草の繁茂や害虫の発生防止，野焼きの防止対策を進めるほか，動物愛護によるペットの適正飼養に関する普及啓発を行います。

- ・ 町民参加によるクリーン作戦を定期的、継続的に実施するとともに、ポイ捨て・不法投棄の防止・抑止に向けた環境美化への啓発を促進します。

主な取組④ 生物多様性に富んだ生物生息空間の形成

- ・ 町内の希少な動植物の保全など、生物多様性に関する様々な保全活動を通じて、町内の美しく豊かな自然環境を継承します。
- ・ 茨城県や周辺自治体と情報共有など連携を図りながら、在来種の保護と外来種の捕獲や防除対策などを推進します。

主な取組⑤ 環境保全活動を推進する人・仕組みづくり

- ・ 環境保全に関する意欲を高めるため、家庭や学校、職場、地域などで、環境教育・環境学習を進めます。
- ・ 関係機関や各種団体等が実施する環境保全活動などを機会として、人の交流や情報共有を通じた活動の活発化を促進します。

施策の内容

施策 1-3-1 公共交通の充実

公共交通の更なる利便性の向上が求められていることから、町民のニーズを的確に捉え、公共交通事業者などと協議・調整を図りながら町民が真に求める円滑な移動手段の確立に努めます。

主な取組① 公共交通の利便性の向上

- 重点** ・ 公共交通体系の再編を図り、誰もが利用しやすい公共交通の維持、充実を図ります。
- 重点** ・ 公共交通の必要性を認識し、町民からのニーズを把握しながら、利用しやすい運行経路や時刻表の作成に努めます。
- 重点** ・ 公共交通を充実させるため、利便性を高める路線バス、福祉バス、ふれ愛タクシーなどの公共交通システムを構築し、日常生活の利便性の向上を図ります。

主な取組② 公共交通サービスの確保

- 町と近隣自治体とで構成する協議会へ参加し、連携強化を図ることにより、町の公共交通利便性の向上に努めます。
- 国の動向を見据えつつ、公共交通のDXの活用について検討しながら公共交通の利便性向上を目指します。
- 医療・福祉、教育など他分野サービスとの連携も図りながら、町民や交通事業者、団体・企業等との連携によって地域で支える公共交通の仕組みを構築します。

施策 1-3-2 道路・公園の整備と維持管理

町内と町外を結ぶ幹線道路や町民の生活を支える生活道路の整備充実を図るとともに、計画的な予防保全を基本とした維持管理や長寿命化を進めます。

主な取組① 町内幹線道路・生活道路の整備充実

- 重点** ・ 本町全体の土地利用計画などに対応した骨格道路網の整備を図るため、緊急輸送道路としての機能も兼ねた町の道路ネットワークの強化に向けて、町道112号線や町道101、102号線の拡幅整備など、効率的かつ効果的な道路網の形成を図ります。
- 町民の安全・安心な通行を確保するため、生活道路の整備を行います。

主な取組② 生活道路等の維持管理

- 定期的な道路パトロールの実施により、危険箇所や破損箇所の早期発見に努めるとともに、道路付属物や路面標示などの適切な維持管理を図ります。
- 利根町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的修繕を進め、老朽化対策を図ります。

主な取組③ 公園・緑地の維持管理

- 重点** • 町民の憩いの場や交流の場である公園、緑地などのオープンスペースについては、町民と協働で適切な維持・管理・更新を図りながら、様々な活用を通じてまちの魅力づくりに生かします。
- 親水公園については、水生植物や四季折々の植物が見どころとなっている公園の特色を生かして、町内外から訪れる観光の拠点として、より多様な使い方ができるよう公園機能の拡充実に努めます。

施策の内容

施策 1-4-1 水道水の安定供給

茨城県水道ビジョンに基づき、茨城県南水道企業団と連携を密にしながら、安全・安心でおいしい水の更なる普及に努めます。

主な取組① より安全でより安定した水道水の供給

- ・ 茨城県水道ビジョンに基づき、茨城県南水道企業団と連携を密にしながら、適正な水質管理を実施し、より安全でより安定した水の供給に努めます。[生活環境課 環境衛生係]

主な取組② 水道施設の適正な維持管理

- ・ 茨城県南水道企業団と連携しながら、水道施設の適正な維持管理に配慮するとともに、計画的に更新し、水道水の安定供給に努めます。

※施策内容は調整中。

- ・ 老朽配水管から耐震性の高い配水管への移行を行い、耐震化率の向上を図ります。

※施策内容は調整中。

施策 1-4-2 下水道の整備と管理運営

利根町公共下水道事業経営戦略や下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道事業に対する継続的な財源確保や効率化を図りながら、計画的かつ安定的な下水道事業の運営に努めます。

主な取組① 公共下水道施設の整備及び維持管理

- ・ 公共下水道施設のストックマネジメント計画や公共下水道事業経営戦略などに基づき下水道の計画的な改修や見直し方針を定めます。
- ・ 老朽化する下水道施設を効率的に維持管理するため、官民連携(PPP/PFI)手法の導入を検討し、持続可能な下水道事業運営に取り組みます。
- ・ 公共下水道供用開始区域内の未接続世帯に対して継続的に啓発活動を行い、水洗化率の向上を図ります。
- ・ 下水道施設の点検及び管渠の清掃などにより、適正な汚水処理を行い、衛生的な環境の保持に努めます。
- ・ 地震などの自然災害における被害リスクを低減させるため、耐震性のある管渠に更新します。

主な取組② 雨水対策の推進

- 内水ハザードマップの作成により雨水対策の推進を図ります。
- 老朽化した雨水排水路の計画的な改修を行います。

主な取組③ 公営企業会計に基づく下水道事業の推進

- 地方公営企業法に基づき，健全な経営戦略を推進します。

主な取組④ 高度処理型浄化槽の設置・転換の促進

- 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため，高度処理型浄化槽の設置・転換を促進します。
- 浄化槽設置者に対しては，適正な維持管理を促すために，広報等により浄化槽の定期清掃・保守点検実施の徹底を図ります。

施策の内容

施策 1-5-1 防災体制の強化

「地域防災計画」「国土強靱化地域計画」等に基づき、今後も地域の安全な暮らしを守るため、**町民・事業者・行政**が協力し合う防災体制の強化を図ります。

主な取組① 総合的な防災体制の強化

- 重点** ・ 国の防災方針，県地域防災計画との整合性を図るとともに，利根町地域防災計画に基づき，災害時における必要な資機材及び食料等の備蓄・確保を計画的に行います。
- 重点** ・ 利根町国土強靱化地域計画に基づき，緊急輸送路や避難路などの道路の改修整備，建築物の耐震診断・耐震改修など事前防災・減災に資する事業に取り組みます。
- ・ 災害時に必要となる物資や人的な支援等の対応に向けて，茨城県や近隣自治体及び関係機関との連携を図るとともに，目的に応じた災害時応援協定の締結を推進します。
- ・ 防災関係システムの周知を図るとともに，必要に応じて防災行政無線の補完手段の検討を行い，的確かつ迅速に情報伝達ができるよう対処します。

主な取組② 危機管理の強化

- ・ 災害などの危機事象に対する危機対応能力の向上を図るとともに，訓練等を踏まえた計画・マニュアルの継続的な見直しなどを進めます。
- ・ 利根町業務継続計画の実効性を高めるため，業務の執行体制や対応手順，継続に必要な資源の確保等について，業務を担当する対策部ごとの組織機能を強化します。
- 重点** ・ 避難所の整備や避難場所の標識の整備・維持管理を行うとともに，備蓄物資や必要な資機材などの整備を進めます。

主な取組③ 地域における防災体制の強化

- 重点** ・ 自主防災組織の活動への支援をはじめ，地域・事業所等での防災士の養成など，地域における防災力の向上を推進するとともに，地域の関係団体間のネットワークづくりを強化します。
- 重点** ・ 災害に備えるため，町と自主防災組織との連携による防災訓練を実施し，町民に対して防災への理解と意識の高揚を促進します。
- ・ 防災行動計画（マイタイムライン）の活用による防災体制の整備に取り組みます。

- 重点** ・ 災害弱者の状況を把握するとともに、避難行動要支援者システムの適切な維持管理など、地域と連携して災害弱者が円滑に避難できる体制の整備に取り組みます。

主な取組④ 消防体制の強化と充実

- ・ 稲敷広域消防本部と消防団、関係機関との連携を図りながら、本町に必要な常備消防力の強化を推進します。
- ・ 消防活動に対応するため、団員の確保・充実を図るとともに、消防施設の充実を図ります。
- ・ 既存の消防水利の維持管理に努めるとともに、消防法に基づきながら、防火水槽、消火栓等の計画的な消防施設整備を推進します。

施策 1-5-2 防犯の充実

犯罪の少ないまちを目指し、自主的な防犯活動の充実を促進するとともに、各地区への防犯灯・防犯カメラの整備・改修を進めます。

主な取組① 防犯活動の展開

- 重点** ・ 町、警察、防犯連絡員などの連携強化を図りながら、町民や地域の防犯意識の向上に向けた啓発活動を引き続き実施し、安全な地域づくりに取り組みます。
- ・ 夜間における歩行者の安全確保と犯罪の防止を図るため、必要な箇所への防犯灯の設置と適切な維持管理を計画的に進めます。
 - ・ 防犯カメラについては、地域で必要とされる箇所への設置を促進するとともに、適切な維持管理を計画的に進めます。

主な取組② 消費生活相談の充実

- ・ 消費生活に関する最新の事例の周知や対策に関する知識の普及啓発等の実施により、消費者トラブルの未然防止を図ります。
- ・ 消費生活相談窓口と関係機関との連携体制を強化し、オンラインによる相談も可能な相談体制の充実と、被害が発生した場合の迅速かつ適切な対応を促進します。

施策 1-5-3 交通安全の充実

交通安全教育を推進し町民の意識の高揚を図るとともに、交通安全組織の育成・活動支援に努めるほか、危険箇所に重点を置いた交通安全施設の整備を進めます。

主な取組① 交通安全意識の啓発

- 利根町交通指導隊や交通安全母の会利根支部などと協力し、交通安全教室等の開催、街頭立哨など、警察署・交番所と連携しながら交通安全への意識啓発に取り組めます。
- 実技（歩行・自転車）を取り入れた幼児・児童向けの交通安全教室等の開催や高齢者に対する運転免許証自主返納促進など、高齢者や子どもへの交通安全対策を進めます。

主な取組② 危険箇所の把握と交通安全施設の整備

- 交差点や急な曲がり角等、事故の起こる可能性が高い箇所には、地域住民等の要望を踏まえ、関連部局と連携し、交通安全施設の設置を推進します。

基本方針 2

いつまでも健康で元気あふれるまちづくり

基本方針２ いつまでも健康で元気あふれるまちづくり

基本施策 (中項目)	施策 (小項目)		主な取組 (細項目)	
1 健康づくりの 推進	1	健康づくりの強化	①	健康づくりの機会の提供
			②	食育の推進
			③	こころの健康づくりの推進
	2	保健予防の充実	①	生活習慣病の発症予防・重症化予防 対策の推進
			②	各種健診の推進
			③	がん検診対策の充実
			④	感染症対策・熱中症対策の充実
	3	医療体制の充実	①	地域医療体制の充実
			②	救急医療体制の充実
2 支え合う福祉の 推進	1	地域福祉の充実	①	地域福祉を育む交流の環境づくり
			②	助け合いの仕組みづくり
			③	地域福祉の担い手づくり
			④	必要な支援を届ける仕組みの構築
	2	高齢者福祉の充実	①	高齢者の暮らしやすい仕組みづくり と地域づくり
			②	健康づくり・生きがいづくりの推進
			③	介護予防・認知症対策の推進
			④	医療・介護が連携した在宅生活支援
	3	障がい者福祉の充実	①	総合的な障がい者福祉の支援体制
			②	障がい者の日常生活支援
			③	障がいの状態に応じた多様な支援の 展開
			④	障がい者が暮らしやすい社会環境づ くり
3 みんなを支える 社会保障制度 (医療・介護・年 金)の充実	1	国民健康保険制度の 適正な運営	①	国民健康保険制度の適正かつ健全な 運営
			②	国民健康保険税収納率の向上 及び医療費の適正化
	2	医療福祉費支給制度(マル福)の適正な運営	①	医療福祉費支給制度(マル福)の周知 と制度の安定的な運用
	3	後期高齢者医療制度の 適正な運営	①	後期高齢者医療保険制度の周知と 制度の安定的な運用
	4	介護保険制度の適正な 運営	①	介護保険サービスの基盤整備
			②	介護保険制度の周知と制度運営の 最適化
	5	国民年金制度の円滑な 運営	①	国民年金の理解促進
			②	年金相談体制の充実

施策の内容

施策 2-1-1 健康づくりの強化

町民一人ひとりが心身の健康の大切さを認識し、若い頃から積極的に健康づくりに取り組んでいけるよう支援します。

主な取組① 健康づくりの機会の提供

- ・「健康づくりとね 21」に基づいた健康づくりを官民協働で進めます。

- 重点** ・ 日本ウェルネススポーツ大学と連携した健康教室等の開催により、町民の健康習慣づくりを支えます。
- ・ 健康づくりのための情報を様々な手段で提供し、正しい知識の普及に努めます。
- ・ 町民の健康づくりを支える保健福祉センターと健康増進等複合施設の適正な維持管理に努めます。
- 重点** ・ 健康増進等複合施設のトレーニングルーム、スタジオ（軽運動施設）を積極的に利用してもらえるよう取り組みます。

主な取組② 食育の推進

- ・ 食を通じた健康づくりを推進する食生活改善推進員を養成し、食を通じた健康づくり活動を継続して支えます。
- ・ 食育を通じて、町民の心身の健康増進と豊かな人間形成を支えます。

主な取組③ こころの健康づくりの推進

- ・ 精神保健に関する相談やこころの健康に関する正しい知識の普及啓発により、こころの健康保持増進に努めます。
- ・ 悩みを抱える人に寄り添い、生きることを支えるゲートキーパーの養成・研修を行うことで、町民のこころの健康づくりをサポートします。

施策 2-1-2 保健予防の充実

町民の健康寿命の延伸を目指すため、生活習慣病の対策等に取り組むとともに、感染症・熱中症の対策の充実に努めます。

主な取組① 生活習慣病の発症予防・重症化予防対策の推進

- 重点** ・ 健康診査や健康相談を行うとともに、健康に関する知識の普及啓発に努めることにより、生活習慣病の発症予防に取り組めます。
- ・ 生活習慣病の重症化を防ぐため、対象者への受診勧奨やかかりつけ医との連携による保健指導の充実に努めます。

主な取組② 各種健診の推進

- ・ 利根町国民健康保険データヘルス計画・特定健康診査実施計画に基づき、各種健診を推進します。
- ・ 町民一人ひとりの健康なからだづくりを進める環境づくりに向けて、被保険者の人間ドック又は脳ドックの助成など、身体の不調や病気を早期に発見する機会の拡充に努めます。

主な取組③ がん検診対策の充実

- 重点** ・ 受診しやすいがん検診の環境づくりを行うことで、がんの早期発見・早期治療につなげます。
- ・ がん検診の重要性を伝える情報や、がん治療を受けても安心して社会生活を送るための情報の周知に努めます。

主な取組④ 感染症対策・熱中症対策の充実

- ・ 感染症の発症予防、まん延防止のため、予防接種を実施するとともに、接種率向上に向けた取組を進めます。
- ・ 感染症予防に関する情報提供と正しい知識の普及に努めるとともに、新たな感染症発生時に備えた環境整備を行います。
- ・ 熱中症による重大な健康被害を未然に防ぐため、熱中症予防に対する普及啓発や、暑さを避けて休憩をとれる施設として指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を設置します。

施策 2-1-3 医療体制の充実

町民が安心して健やかに暮らせるよう、関係機関との連携による医療体制の充実を図ります。

主な取組① 地域医療体制の充実

- 重点** ・ 筑波大学と協力・連携し、国保診療所への安定的な医師の確保に努めます。
- 重点** ・ 自宅等で療養する方を支援するため、訪問診療を行います。
- ・ 生活困難者が必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう取り組みます。
- ・ 献血，骨髄ドナー登録に協力していただけるよう，啓発活動や情報発信等を行います。

主な取組② 救急医療体制の充実

- 重点** ・ 地域の医療機関とのネットワーク及び救急医療体制の構築により，安心して医療を受けられるよう努めます。

施策の内容

施策 2-2-1 地域福祉の充実

誰もが住み慣れた地域で豊かな生活を送ることができるよう、互いに助け合い、ともに支え合う地域福祉を形成します。

主な取組① 地域福祉を育む交流の環境づくり

- 重点** ・ 利根町地域福祉計画を引き続き策定し、各種福祉サービスの提供など計画の推進を図りながら、自助・共助・公助の考えに基づき、地域ぐるみの取組に努め、福祉の充実に努めます。
- 重点** ・ 行政区や自治会の活動や各分野における地域活動への取組を通じて交流を促進するとともに、健康増進等複合施設を活用するなど、地域の福祉ネットワークづくりにつなげます。

主な取組② 助け合いの仕組みづくり

- ・ ボランティアや民間事業者等の協力を得ながら、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などの見守りと安否確認活動を推進します。

主な取組③ 地域福祉の担い手づくり

- ・ 地域住民や福祉関係者の協力を得ながら、学校教育や生涯学習を通じて福祉意識を育てます。
- ・ 関係機関と連携し、地域福祉活動の担い手の育成に向け、福祉やボランティアに関する啓発と活動支援を行います。

主な取組④ 必要な支援を届ける仕組みの構築

- ・ 各種媒体を活用しながら、福祉に関する情報提供の充実に努めるとともに、相談内容の多様化・複合化に対応した専門的な相談窓口・支援体制の整備を図ります。
- ・ 全庁の連携体制のもと、生活困窮者の把握に努め、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援・就労支援・給付金の支給等の適切な支援につなげます。
- ・ 利根町社会福祉協議会、ボランティア、関係機関等との連携を強化し、民生委員児童委員が担う役割を明確にし、地域福祉を推進します。

施策 2-2-2 高齢者福祉の充実

高齢者が住みなれた地域で、自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みを構築します。

主な取組① 高齢者の暮らしやすい仕組みづくりと地域づくり

- ・地域の医療・介護の関係者が連携し、包括的・継続的に在宅医療と介護を一体的に提供するための地域包括ケアシステムの推進に取り組みます。

- 重点** ・高齢者が住み慣れた地域での暮らしを継続するため、外出支援や買い物支援など誰もが安心して外出できる環境づくりを進めます。

※施策内容は調整中。(路線バス・福祉バス・ふれあいタクシーの位置づけは関係課で調整中。)

主な取組② 健康づくり・生きがいづくりの推進

- ・茨城県後期高齢者医療広域連合と連携して、高齢者健診により生活習慣病の早期発見に努めるとともに、個別健診の勧奨をはじめ、健康に対する自己管理意識の啓発に努めます。
- ・年齢等で加入する健康保険が変更になった場合でも、健康状態に合わせた個別的な保健指導等が継続して受けられるよう、国民健康保険の特定健康診査と後期高齢者健康診査の健診結果を連携させ、支援体制の確保に努めます。
- ・高齢者のフレイル予防に向けて、保健事業と医療の連携を図り、疾病の重症化予防(ハイリスクアプローチ)と通いの場への関与(ポピュレーションアプローチ)を進めます。
- ・高齢者の知識・経験を生かしたボランティア活動の場や活動の機会の提供、就労活動及び社会貢献活動・交流機会の充実などに取り組みます。

主な取組③ 介護予防・認知症対策の推進

- 重点** ・高齢者の介護予防を促進するため、生活機能の維持・向上を目的とした訪問型サービスや通所型サービス(デイサービス・元気アップ事業)などに取り組みます。

- 重点** ・介護が必要な状態になるリスクのある方や生活機能の低下がある方の早期把握に努めるとともに、生活機能の改善のプログラム実施や体操教室などを通じて、重症化防止を進めます。

- 重点** ・「もの忘れ予防講座」などの認知機能低下予防事業やもの忘れ相談などの各種相談事業を通じて、認知症の正しい知識の普及啓発や認知症予防への取り組みを進めます。

- 重点** ・ 各種介護予防教室や相談等を通し、介護予防に関する基本的な知識の普及啓発を行い、高齢者のいきがいや自己実現のための活動的な取組を支援していきます。
- 重点** ・ 住民主体の介護予防活動を推進し、地域活動への積極的な参加やボランティアの育成等を支援していきます。
- 重点** ・ 認知症地域推進員の配置や認知症初期集中支援チームの設置、徘徊位置探索機貸与をはじめとした介護家族等の支援等を通じて、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進します。

※施策内容は調整中。(利根町高齢者保健福祉計画を踏まえているが、大小の事務事業が混然となっており、事業の紐づけ整理の中で内容も修正予定)

主な取組④ 医療・介護が連携した在宅生活支援

- ・ 本町と取手市・守谷市の3市町と取手市医師会との協働により、医療と介護の一層の連携と各事業の質の向上に努めます。
- ・ 利根町の高齢者の生活支援等を推進するためのネットワーク（協議会）や生活支援コーディネーターを通じて、介護保険外の生活支援サービスの充実を図ります。
- ・ 緊急通報システムや、社会福祉協議会と連携した配食サービスなどの見守り体制の整備により、一人暮らし高齢者の孤立化を防ぎ、安心して生活できる環境を整備します。
- ・ 安心して在宅療養生活が送れるよう、要援護者に対して、必要な医療や介護サービスを利用できる環境整備やいざという時にも安心できる体制を充実します。
- ・ 高齢者を支える家族（ケアラー・ヤングケアラー等）に対して、安心して相談できる窓口の周知と相談体制の充実を図り、支援に関わる多様な関係機関の連携体制の構築を行います。

施策 2-2-3 障がい者福祉の充実

障がいのある方ができる限り住みなれた地域でいきいきと暮らせるよう、きめ細やかで効率的な障がい福祉サービスを提供します。

主な取組① 総合的な障がい者福祉の支援体制

- ・ 利根町障がい者プランに基づき、障がいのある方ができる限り住みなれた地域でいきいきと暮らせるよう、きめ細やかで効率的な障がい福祉サービスを提供します。
- ・ 利根町自立支援協議会や取手・竜ヶ崎障害福祉圏を構成する市町と連携しながら、総合的な障がい者福祉の推進体制づくりを構築します。

※施策内容は調整中。

主な取組② 障がい者の日常生活支援

- 重点** • 障がい者の困りごとや問題などの相談に応じ、問題の解消に努めることで、生活の支援をします。
- 多様化するニーズに対応し、必要とする人がサービスを十分に利用できるよう、各種福祉サービスの充実に努めます。
- 障がい者の暮らしを支える土台である年金制度や各種手当などの各種制度について周知に努めます。
- 障がい者福祉の一層の推進を図るため、障がい者団体、福祉関連団体の活動を支援するとともに、町との協働関係づくりを進めます。

主な取組③ 障がいの状態に応じた多様な支援の展開

- 障がいの早期発見と乳幼児から適切な療育、一人ひとりの成長段階に応じて障がい福祉サービスの支援を切れ目なく行います。
- 重点** • 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を図るとともに、心の健康づくりや心の問題に関する支援・相談の体制の充実に努めます。
- 難病患者やその家族に対して、障がい福祉サービス等の周知や利用促進、各種医療情報の提供など支援体制の充実に努めます。

主な取組④ 障がい者が暮らしやすい社会環境づくり

- 障がいについて理解を深める啓発や福祉教育を推進し、地域における支援の仕組みづくりやボランティア活動の促進を図ります。
- 地域社会の一員として自立した生活が送れるよう、障がい者の雇用と就労支援も含め、地域全体で障がい者を支える体制づくりを進めます。
- 障がい者の情報アクセシビリティの向上に向けて、情報提供や意思疎通支援の充実、情報環境のバリアフリー化などに取り組みます。

施策の内容

施策 2-3-1 国民健康保険制度の適正な運営

医療費の適正化や抑制化，保険税（料）収納率の向上などに取り組み，国民健康保険制度の適正かつ健全な運営に努めます。

主な取組① 国民健康保険制度の適正かつ健全な運営

- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用に対応しながら，受診履歴の活用や医療事務の効率化に努めます。
- ・ 保険税に対する理解を得るため，各種媒体を用いた情報発信に努めるとともに，相談体制の充実に取り組みます。

主な取組② 国民健康保険税収納率の向上及び医療費の適正化

- ・ 保険税の催告等による滞納対策を強化し，収納率向上に取り組みます。

- 重点** ・ レセプト点検やジェネリック医薬品の推奨等に取り組み，医療費の適正化に努めます。

施策 2-3-2 医療福祉費支給制度（マル福）の適正な運営

医療福祉費支給制度に該当となるすべての人が医療費の助成を受けられるよう，広報紙やホームページ等を活用し，制度の周知や啓発に取り組み，制度（マル福）の円滑な制度運営に努めます。

主な取組① 医療福祉費支給制度（マル福）の周知と制度の安定的な運用

- ・ 各医療機関の協力を得ながら医療福祉費制度の情報提供や相談の場を増やすとともに，引き続き広報紙やホームページ等により制度の周知 啓発に取り組みます。
- ・ 県の医療福祉費助成制度との連携・調整を図りながら，引き続き医療福祉費支給制度（マル福）の円滑な制度運営に努めます。

施策 2-3-3 後期高齢者医療制度の適正な運営

茨城県後期高齢者医療広域連合と連携し，保険料収納率の向上や医療費の適正化などに取り組み，制度の安定的な運営に努めます。

主な取組① 後期高齢者医療保険制度の周知と制度の安定的な運用

- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用に対応しながら，受診履歴の活用や医療事務の効率化に努めます。
- ・ 社会保障制度に対する町民の理解が得られるよう，制度の周知と円滑な運営に努めます。

- ・ 社会保障制度の安定と税負担の公平性の観点から、保険料の収納率向上に努めます。

重点 ・ ジェネリック医薬品の推奨等に取り組み、医療費の適正化に努めます。

施策 2-3-4 介護保険制度の適正な運営

効率的で円滑な介護保険事業の実施に取り組むとともに、制度の適正な運営のため、介護保険料の設定・確保に努めます。

主な取組① 介護保険サービスの基盤整備

- ・ 介護保険法に基づき、適正な介護サービス提供に努めるとともに、安定的で円滑な事業の実施に取り組みます。
- ・ 介護保険に係る各種申請等手続きの電子化など、介護保険に伴う事務や各種制度運用におけるデジタル化を推進します。

主な取組② 介護保険制度の周知と制度運営の最適化

- ・ 介護給付費の推移を勘案し、それに応じた保険料の設定を行うとともに、介護認定及び給付の適正化を図ります。
- ・ 介護保険制度のパンフレットなどにより、住民への周知・制度の普及に努め、制度への理解を促進します。

施策 2-3-5 国民年金制度の円滑な運営

日本年金機構との連携により、年金制度の周知・啓発や相談業務の充実を図り、住民の年金受給権確保に努めます。

主な取組① 国民年金の理解促進

- ・ パンフレット等を利用して、国民年金制度とその実情について周知を図ります。

主な取組② 年金相談体制の充実

- ・ 日本年金機構と連携し、窓口での相談業務の充実を図るとともに、適切な事務処理に努めます。

基本方針 3

誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり

基本方針3 誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり

基本施策 (中項目)	施策 (小項目)		主な取組 (細項目)	
1 子育て環境の 充実	1	母子保健の充実	①	妊産婦・乳幼児の健診及び相談支援の充実
			②	妊娠・出産・乳幼児期の子育てにおける支援体制の充実
	2	子育てを支える環境づくり	①	子育て支援サービスの充実
			②	子と保護者の居場所づくり
			③	幼児教育・保育の質の確保及び向上
	3	子育て家庭への支援充実	①	子育て家庭への生活支援
			②	子育て家庭を守る体制の強化
2 特色ある学校 教育の推進	1	豊かな教育環境づくり	①	学校施設の計画的な修繕・改修の推進
			②	学校給食による健康づくりの推進
	2	義務教育の充実	①	確かな学力を育む教育の推進
			②	豊かな心を育む教育の推進
			③	健やかな体を育む教育の推進
			④	配慮を必要とする児童・生徒への支援の充実
			⑤	学校の安全対策と安全教育の充実
			⑥	教職員の確保と資質向上
			⑦	幼保小連携・小中一貫教育の推進
	3	学校と地域の連携強化	①	地域における子どもを育む環境の整備
			②	地域における子どもたちの安全確保
3 誰もが学ぶこと のできる生涯 学習の推進	1	学びの機会と場の充実	①	多様な学びの機会の提供
			②	効果的な情報発信・提供の推進
			③	学習施設の適正管理及び利用促進
	2	子どもたちの育ちを豊かにする学びの機会の充実	①	子どもの体験活動の充実
			②	子どもの読書活動の推進
			③	家庭教育の充実
4 地域づくりを支える文化芸術・ 生涯スポーツの 推進	1	文化芸術の振興	④	青少年の健全育成
			①	文化芸術活動の推進
			②	文化財等の適正な保存・継承
	2	生涯スポーツの推進	③	歴史文化に触れる機会の充実
			①	スポーツの機会の提供
			②	スポーツ施設の適正管理
			③	スポーツ活動の支援と人材育成
			④	スポーツ技術・競技力の向上

施策の内容

施策 3-1-1 母子保健の充実

妊娠・出産・子育て期にわたり、切れ目ない支援を行う「こども家庭センター」の適切な運営に努め、**子と保護者**がともに健康な生活が送れるよう取り組みます。

主な取組① 妊産婦・乳幼児の健診及び相談支援の充実

- ・ 妊産婦や乳幼児の疾病の早期発見や、心身の健康を維持するため、各種健診・発達相談・育児相談などの充実に努めます。
- ・ 妊娠・出産、乳幼児の子育てに関する情報の発信や、知識の普及・啓発を進めます。

主な取組② 妊娠・出産・乳幼児期の子育てにおける支援体制の充実

- 重点** ・ 全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、必要な支援につなぎ、経済的支援を一体的に実施します。
- ・ 未熟児等にかかる医療費の助成や、産後ケア等、関係機関との連携による支援を行います。

施策 3-1-2 子育てを支える環境づくり

子どもの健やかな成長を支える各種サービスや場の提供及び質の向上に取り組みます。

主な取組① 子育て支援サービスの充実

- ・ 町民のニーズや社会情勢等に応じた、子ども子育て家庭における支援の充実に図ります。
- ・ 子育て世代が本町のサービスを十分利用できるよう、「とねまち子育て支援ガイドブック」を充実させ、情報の更新と周知を図ります。

主な取組② 子と保護者の居場所づくり

- ・ 未就園児とその保護者を対象とした、情報交換や交流、体験の場となるよう、とね子育て支援センターの運営を行えるよう支援します。
- ・ 児童と保護者が安心して日常生活を送れるよう、**健康増進等複合施設の活用なども含めた**放課後における児童の安全な居場所づくりに努めます。

主な取組③ 幼児教育・保育の質の確保及び向上

- ・ 乳幼児の保護者や保育所等施設で働く人が安心して働けるよう、ニーズに応じた保育所等施設の運営を行えるよう支援します。

施策 3-1-3 子育て家庭への支援充実

誰もが安心して、子どもを産み育てられるよう、子育て家庭の生活支援に取り組みます。

主な取組① 子育て家庭への生活支援

- 重点** ・ 出産や子育てを応援するために、**妊娠・出産祝い品の支給や給食費無償化**など経済的な負担の軽減に努めます。
- 重点** ・ ひとり親家庭の生活の安定と自立を図るための相談支援を行います。

主な取組② 子育て家庭を守る体制の強化

- ・ 関係機関との連携強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や、一時的に養育が困難となった家庭への支援に努めます。

基本施策

2 特色ある学校教育の推進

めざす姿

安心できる環境の中、子どもたちがこれからの時代を生き抜く力を身につけることができるまちを目指します。



指標

指標名	現況値	目標値
児童・生徒の出席率	〇％／年	〇％／年
コミュニティ・スクール活動件数	〇件／年	〇件／年

役割

町民に期待する役割

- 安定的な学校生活や日常生活を送れるよう、保護者と学校で連携する。
- 保護者や地域の人たちが積極的に学校運営に関わり支援する。

行政の役割

- 子どもたちが必要な力を養うための魅力的な学習環境を整える。
- 誰もが十分に教育を受けられる環境づくりに取り組む。

現状と課題

- [illegible]

施策の内容

施策 3-2-1 豊かな教育環境づくり

児童・生徒が健康で快適に学校生活を送ることができるよう、学校施設等の適切な運営・維持管理に取り組みます。

主な取組① 学校施設の計画的な修繕・改修の推進

- ・ 利根町学校施設長寿命化計画に基づき、中長期的なトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設の機能・性能を確保します。

主な取組② 学校給食による健康づくりの推進

- ・ 地元食材を取り入れた給食など、安全でバランスよく栄養摂取ができる給食を提供できるよう努めます。
- ・ 学校給食施設・設備等の適正な管理により、安全安心な学校給食を提供できるよう努めます。

施策 3-2-2 義務教育の充実

子どもたちが社会や人生をより豊かなものにしていくための学習環境を整えます。

主な取組① 確かな学力を育む教育の推進

- ・ 新しく就学する児童・生徒が、円滑に入学できるよう必要な支援を行います。
- 重点** ・ 児童・生徒一人一人の学力や学習意欲の向上を目指し、**非常勤講師の配置**や標準学力調査テストの実施等に取り組みます。
- 重点** ・ 子どもたちが、楽しみながらコミュニケーション能力や国際感覚を育めるよう、英語学習の充実を図ります。
- ・ **課題設定・解決能力や論理的思考力、創造力を育む教育プログラム**に取り組みます。
- ・ 子どもたちの学びをより充実させる ICT 環境については、授業で支障なく活用できるよう整備・運用します。

主な取組② 豊かな心を育む教育の推進

- ・ 安定的・計画的な教材整備等により、児童・生徒が豊かな人間関係形成のための教育活動を得られるよう取り組みます。
- ・ 児童・生徒が多様な体験をし、見分を深め、自ら学び、考える力を育むための社会科見学を行えるよう支援します。
- ・ すべての子どもが自主的に読書活動を行い、人生を豊かにより深く生きる力を身に付けていけるよう、**学校図書館（学校の図書室）においては、教育活動に必要な資料の充実に努めるとともに、学校図書館司書による児童・生徒の支援等により、学校図書館の利用促進に努めます。**

重点

- ・ **町図書館との連携を密にして、学校図書館の読書環境の充実と読書活動の推進に取り組みます。**
- ・ 戦争のない社会を実現させるために、非核平和に関する教育を継続して実施し、次世代へ恒久平和の重要性を深めるよう努めます。
- ・ 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、地域の実情に即した指針となる計画を策定し、教育活動を通じて、互いの人権を尊重し明るい社会を**築いていこうとする力を育みます。**
- ・ 児童・生徒及び保護者が抱える諸問題の改善や早期解決を目的に、専門の教育相談員及び特別支援教育相談員並びにスクールソーシャルワーカーによる適切な指導・助言等を行います。
- ・ 子どもたちが学校生活の中で、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境を整えます。

主な取組③ 健やかな体を育む教育の推進

重点

- ・ 体力テストを実施し、専門の講師による授業を行うなど、体力テストの結果に応じた児童・生徒の体力づくりに取り組みます。
※施策内容は調整中。
- ・ 児童・生徒の健康管理をサポートするため、健康診断の実施し、**結果に応じて疾病の予防を行うなど適切な事後措置を行います。**

主な取組④ 配慮を必要とする児童・生徒への支援の充実

- ・ 特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が学校生活や学習上の困難を改善又は克服できるよう、一人一人の教育的ニーズに沿った支援を行います。

重点

- ・ 不登校児童・生徒の居場所となる適応指導教室や、児童・生徒や保護者の相談支援等を行う総合教育センターの管理運営に取り組みます。
- ・ 子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めます。
- ・ 必要に応じ、日本語を母国語としない児童・生徒をサポートするための人員を配置します。

- ・障がいのある児童・生徒や、経済的な理由で就学困難な児童・生徒の保護者に対し必要な援助を行うことにより、円滑に教育を受けられるよう努めます。

主な取組⑤ 学校の安全対策と安全教育の充実

- ・安全で楽しい学校生活を送れるよう、学校施設の安全対策を講じるとともに、児童・生徒への安全教育の充実に取り組みます。
- ・子どもたちが安全に徒歩や自転車、バスで通学できるよう、**登下校における安全対策**に取り組みます。

主な取組⑥ 教職員の確保と資質向上

- ・教職員の働きやすい環境づくりを目指し、教職員や学校運営指導員の確保、適正な配置を行います。
- 重点**・総合教育センターを中心に、教職員向けの教育相談や若手教職員等の課題に対応する研修など、教職員の資質向上に向けた**取組**を行います。
- ・教職員の心身の健康管理をサポートします。

主な取組⑦ 幼保小連携・小中一貫教育の推進

- ・小学校就学予定者が円滑に小学校教育に接続できるよう、幼児教育・保育と小学校教育との連携・接続に努めます。
- ・障がいのある幼児が円滑に就学できるよう、適切な支援を行います。
- ・児童・生徒の学びと育ちの連続性を重視した教育を行うため、小中一貫教育を推進します。

施策 3-2-3 学校と地域の連携強化

児童・生徒が安全に学校生活を送れるよう、地域と連携した学校運営に取り組みます。

主な取組① 地域における子どもを育む環境の整備

- 重点**・学校と地域が一体となって子どもたちを育む**場所**として、総合教育センターを**拠点**としたコミュニティ・スクールの運営を支援します。

主な取組② 地域における子どもたちの安全確保

- 重点**・学校と家庭・地域による連携体制を整え、**犯罪や事故から子ども達を見守る活動**に取り組みます。

基本施策

3 誰もが学ぶことのできる生涯学習の推進

めざす姿

子どもからお年寄りまで、誰もが学び続けることができるまちを目指します。



指標

指標名	現況値	目標値
生涯学習施設利用者数 (文化センター・生涯学習センター・図書館延べ)	○人／年	○人／年
子ども(中学生以下)の一人当たりの年間貸出冊数	○冊／人・年	○冊／人・年

役割

町民に期待する役割

- 誰もが生涯学習に関心を持ち、積極的に取り組む。
- 子どもの成長を、家庭での教育や地域での見守りにより支える。

行政の役割

- 町民が学習活動に興味を持って参加できるように支援する。
- 子どもが様々な体験や経験等を通じて成長できるように支援する。

現状と課題

- [illegible]

施策の内容

施策 3-3-1 学びの機会と場の充実

誰もが生涯にわたって学び、自分らしく人生を送れるよう、多様な学習機会の提供に取り組むとともに、学習活動等を行う人が安心して快適に生涯学習施設を利用できるよう支援します。

主な取組① 多様な学びの機会の提供

- ・ 町民の学習意欲を促進させるため、住民ニーズに沿った参加しやすい学習講座を開催します。
- ・ 町図書館における各種サービスの向上に努めるとともに、町民のニーズに沿った講座等を開催するなど、町民が本に触れる機会が増えるよう努めます。

主な取組② 効果的な情報発信・提供の推進

- ・ 生涯学習活動に関する情報を積極的かつ効果的に提供します。

主な取組③ 学習施設の適正管理及び利用促進

- ・ 生涯学習センターは、施設の適正な管理を行うとともに、利用者ニーズを踏まえた運営の充実を図ります。
- ・ 文化センターは、老朽化が進んでいるため、町民が安心して利用できるよう、施設の修繕・整備充実を図ります。
- ・ 町図書館は、施設の修繕・整備を行うとともに、デジタル化を含めた利用者の利便性向上を図ります。
- ・ 町民の交流や活動の場として健康増進等複合施設に設置するスペースについては、利活用が促進されるよう運営に取り組みます。

※施策内容は調整中。

施策 3-3-2 子どもたちの育ちを豊かにする学びの機会の充実

子どもたちが家庭や地域の中で、心豊かに育っていくための活動を支援します。

主な取組① 子どもの体験活動の充実

- 地域の伝統文化や自然科学などについて、体験を通して学ぶことのできる活動の充実を図ります。
- 重点** • 早期に英語に慣れ親しみ、英語に関して興味関心を深められるよう、学校教育と連携した英語教室を行います。
- 重点** • 県外との交流を通じて、自然の素晴らしさを体験・学習し、児童相互の交流を深める機会の創出に努めます。

主な取組② 子どもの読書活動の推進

- 重点** • 「利根町子ども読書活動推進計画」に基づき、社会教育、学校教育の両面から読書活動を推進するとともに、家庭や地域、学校図書館、町図書館が連携し、社会全体が一体となった読書環境づくりに努めます。
※施策内容は調整中。
- 子どもたちが読書習慣を身につけられるよう、成長段階に応じた講座等を開催するなど、本に親しむきっかけづくりを行います。

主な取組③ 家庭教育の充実

- 児童・生徒の保護者を対象に、家庭教育に関する学習及び意見交換の場を提供します。

主な取組④ 青少年の健全育成

- 地域の中で青少年が安心して成長していけるように、見守り活動等を実施する団体等を支援します。
- 二十歳を迎えた方を祝福するための「はたちのつどい」を行います。

施策の内容

施策 3-4-1 文化芸術の振興

生涯を通して文化芸術に親しみ、心豊かな人生を送ることができるよう環境を整えるとともに、地域の歴史文化を物語る資源を後世に残し、伝えていけるよう取り組みます。

主な取組① 文化芸術活動の推進

- 多くの町民が幅広く文化芸術に触れることができるよう、文化芸術に関する催しや団体の活動をサポートします。
- 音のまち TONE などの自身の学習や活動の成果を発表する機会を提供します。
- ふれあい楽集を通した生涯学習ボランティアの養成を図ります。

主な取組② 文化財等の適正な保存・継承

- 利根地固め唄をはじめとした、県・町指定文化財の保護と継承に努めます。

- 重点** • 歴史民俗資料館資料の適正な整理、保存に努めるとともに、歴史資料のデジタル・アーカイブ化を進めます。

主な取組③ 歴史文化に触れる機会の充実

- 重点** • 利根町の魅力を再発見し地域に愛着が持てる機会の提供や資料館の展示に取り組みます。
- 利根町歴史民俗資料館ボランティアを養成し、ふれあい楽集と連携した様々な歴史に関する取組を推進します。
- 日本民俗学の父・柳田國男が少年時代に過ごした旧小川家や関連する資料等を公開する柳田國男記念公苑の適切な管理・運用に努めます。

施策 3-4-2 生涯スポーツの推進

いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツの環境づくりを目指します。

主な取組① スポーツの機会の提供

- 生涯にわたり自らの健康を保持増進できるよう、町民運動会やスポーツ教室等、スポーツに触れる機会を提供します。

重点

- 地域のボランティアの協力のもと、中学校部活動を支援します。
- 町民と学生等との交流を通じたスポーツ・健康づくりの機会を日本ウェルネススポーツ大学との連携・協力により創出します。
- 総合型地域スポーツクラブとの連携・協働により、ニュースポーツを含めた誰でも楽しめるスポーツ活動の普及促進に努めます。
- 若年層をターゲットとした、スポーツによるまちづくりを進めるため、健康増進等複合施設の活用によるeスポーツに触れる機会の創出を図ります。

※施策内容は調整中。

主な取組② スポーツ施設の適正管理

- 地域の運動・スポーツの場として体育施設の適正な管理運営に努めます。

主な取組③ スポーツ活動の支援と人材育成

- 町内外の外部人材の協力等を得ながら、町内各種スポーツ団体の育成及び活動支援を行い、誰もが生涯を通じてスポーツに親しみ、楽しむことができる環境を整えます。

主な取組④ スポーツ技術・競技力の向上

重点

- スポーツ活動を通じて住民や町外在住者との親睦を深めるスポーツ大会の開催を支援します。

基本方針4

みんなが集まるおもしろいまちづくり

基本方針4 みんなが集まるおもしろいまちづくり

基本施策 (中項目)	施策 (小項目)		主な取組 (細項目)	
1 農業の継承と 新たな魅力 形成	1	農業生産基盤の充実	①	優良農地の確保と生産基盤の充実
			②	適切な農地利用の推進
			③	農村環境の保全
	2	多様な担い手の育成と 安定的な生産・経営	①	意欲ある農業者の育成・支援
			②	スマート農業の推進と栽培技術の向上
			③	法人化への支援
	3	特色ある農業の形成	①	安全・安心な農産物生産の推進
			②	地場農産物の地産地消と販路拡大
2 商工業の振興 と担い手育成	1	商工業の活性化の推進	①	販売促進・消費の拡大
			②	安定した経営基盤の支援
	2	起業・ 継業 ・雇用の機会 の充実	①	産業用地の検討と企業誘致の推進
			②	起業・創業の支援
			③	継業・後継者育成の支援
			④	雇用機会の充実
3 地域の魅力を 生かした観光 振興	1	観光事業の推進	①	新たな観光資源の創出・活用
			②	観光による賑わいづくり
			③	観光協会との連携強化
	2	地域の魅力発信	①	広報媒体等を活用した魅力発信
			②	地場産業の周知と PR

施策の内容

施策 4-1-1 農業生産基盤の充実

農業生産の向上, 省力化のために, 農地を集積・集約を推進し, 有効活用するとともに, 豊かな農村環境の保全を図ります。

主な取組① 優良農地の確保と生産基盤の充実

- 重点** • 農地を集積し優良農地の保全を図るとともに, 老朽化した土地改良施設の更新や農地の基盤整備等を推進します。
- 受益農業者の同意等に基づき, 土地改良施設の新設と更新, 管理や区画整理等を実施します。
- 農地等の最適化の自主的な解決を目的とした農業者を代表とする機関の活動を支援します。

主な取組② 適切な農地利用の推進

- 農地の中間的受け皿となる機関を設置することで, 貸したい人から農地を借り受け, 規模拡大等を図る担い手農家へ貸し付け, 遊休農地の発生抑制と農地の有効活用を図ります。
- 重点** • 農業の将来を見据えた地域計画の策定により, 持続的な農地の有効利用を支援します。

主な取組③ 農村環境の保全

- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため地域の共同活動を支援します。
- 有害鳥獣による農業被害等を防ぐための取組を実施します。

施策 4-1-2 多様な担い手の育成と安定的な生産・経営

地域農業の担い手を確保するために, 新規就農者の育成とともに安定的な生産活動と経営活動に向けて積極的に支援します。

主な取組① 意欲ある農業者の育成・支援

- 地域の担い手である農業者に対して, 需要に応じた米の生産を推進していきます。
- 新規就農者の発掘や育成を支援し, 地域農業の担い手の確保に努めます。
- 新規認定農業者や農地所有適格法人など農業経営改善支援に取り組みます。

主な取組② スマート農業の推進と栽培技術の向上

- ・ 省力化・効率化を目的としたスマート農業を推進し，経営の安定化を図ります。

重点

- ・ 温暖化に伴う高温障害や害虫による品質低下の対策にむけた栽培技術の向上を図ります。
- ・ 農業経営の安定化のため，金利負担の軽減を図ります。

主な取組③ 法人化への支援

- ・ 効率的かつ安定的な農業経営の実現に向けて，集落営農の組織化・法人化等を支援します。

施策 4-1-3 特色ある農業の形成

地域特性や社会情勢の変化に対応した新たな農業の形成を図ります。

主な取組① 安全・安心な農産物生産の推進

- ・ 農薬や化学肥料をできるだけ減らした，自然環境にもやさしい安全・安心な農産物の生産を支援します。
- ・ 農業への興味関心を高め，安全・安心な農産物を推進する活動に取り組めます。

主な取組② 地場農産物の地産地消と販路拡大

重点

- ・ 地場産品の付加価値を高める取組を行う農業者等へ支援します。
- ・ 地域のニーズに即した農業生産と消費者を結びつける取組を支援します。
- ・ 農家の販路拡大を図るための活動を支援します。

施策の内容

施策 4-2-1 商工業の活性化の推進

販売促進と経営力の向上を支援し、安定した経営基盤の構築を推進します。

主な取組①販売促進・消費の拡大

- 重点** ・ プレミアム商品券の発行等により、消費者の購買意欲の向上を促し町内店舗での消費の拡大に努めます。

主な取組② 安定した経営基盤の支援

- ・ 中小企業の負担軽減に向けた補助を行い、経営基盤の安定化を支援します。
- ・ 中小企業の設備投資を通じた労働生産性向上を図るため、認定により税制支援や金融支援を受けることができる先端設備等の導入計画の策定を推進します。
- ・ 関係機関と協力し、経営指導や相談業務等により、町内中小企業者の経営改善を図ります。

施策 4-2-2 起業・継業・雇用の機会の充実

低未利用地や空き店舗等を活用した新たな産業の創出を推進するとともに、安定的な就業機会の充実を図ります。

主な取組① 産業用地の検討と企業誘致の推進

- ・ 企業誘致を推進し、地域経済の活性化と新たな雇用の創出を図ります。
- ・ 低未利用地を有効活用し、新たな産業を創出する土地利用を推進します。

主な取組② 起業・創業の支援

- ・ 講座の開講及び専門家からの相談対応などの起業や創業のための包括的な支援に努めます。
- ・ 空き店舗等を活用し、助成等により起業・創業しやすい仕組みを構築します。

- 重点** ・ 空き店舗バンクに登録された空き店舗物件の情報を起業や出店を希望する人たちに向けて情報提供することで、物件所有者と利用希望者のマッチングに努めます。

- 重点** ・ 起業を目指す人達を対象に、チャレンジショップを一定期間の間、安価で貸し出すことで、独立開業に向けた支援を行います。

主な取組③ 継業・後継者育成の支援

- 重点** ・ 継業を希望する人材をマッチングなどにより, 地域に愛される企業 ・ 店舗等の継業や後継者育成の支援に努めます。

主な取組④ 雇用機会の充実

- ・ 関係機関と連携して求人情報を発信するなど, 町内での雇用機会の充実を図ります。

施策の内容

施策 4-3-1 観光事業の推進

豊かな自然や地場産品などの地域の魅力を生かした観光資源を整備・保全するとともに、地域の魅力を生かしたイベントの開催等の地域経済に寄与する取組を推進します。

主な取組① 新たな観光資源の創出・活用

- ・ 町内の豊かな自然環境や文化的な価値のある遺跡などを積極的に活用し、新たな観光資源の創出及び活用に取り組みます。

主な取組② 観光による賑わいづくり

- ・ 地域の特性を生かした企画運営を行い、来街者に充実感を与えるイベントを開催します。

重点 ・ 町内イベント・各種行事等の実施、支援により観光事業の推進と地域の活性化を図ります。

主な取組③ 観光協会との連携強化

重点 ・ 観光協会の運営及び実施するイベントなどを積極的に支援します。

施策 4-3-2 地域の魅力発信

地域の魅力情報を発信し、地域のイメージアップに努めます。

主な取組① 広報媒体等を活用した魅力発信

- 重点** ・ イベントや町の魅力を様々な広報媒体や観光パンフレットなどを活用し、周知するとともに、積極的な観光 PR に努めます。
- ・ 観光協会イメージキャラクター「とねりん」を積極的に活用し、町の魅力の PR を図ります。

主な取組② 地場産業の周知とPR

重点 ・ 地場産品や町の産業について、地域内外に周知するとともに、販売促進や魅力を PR する機会を創出します。

基本方針 5

みんなが主役でともに進むまちづくり

基本方針5 みんなが主役でともに進むまちづくり

基本施策 (中項目)	施策 (小項目)		主な取組 (細項目)	
1 町民参加体制 の充実	1	地域活動の活性化	①	区や自治会によるコミュニティの基盤づくり
			②	ボランティア・NPO 等の活動促進
			③	大学との連携事業の推進
	2	参加や交流を促す 環境づくり	①	まちづくりへの参加基盤の構築
			②	交流の場と機会の提供
2 誰もが尊重さ れる環境の整 備	1	人権尊重の啓発と 支援の充実	①	人権施策の推進
			②	多文化共生社会の地域づくり
	2	男女共同参画社会 の推進	①	男女共同参画の普及・啓発
			②	暴力・ハラスメント対策及び被害者支援
3 町内外に地域 の魅力を発信 する広報・広聴 の推進	1	広報活動と情報共 有の充実	①	広報活動の充実
			②	情報共有と情報公開の推進
	2	広聴体制の充実	①	広聴活動の推進
			②	町民意向の反映
	3	シティプロモーション の推進	①	SNS等を活用した魅力発信
			②	地域への愛着を醸成する機会づくり
4 効果的・効率的 な行財政運営 の推進	1	DX を取り入れた行 財政改革の推進	③	フィルムコミッションの推進
			④	行政改革の推進
			⑤	職員の育成と組織の活性化
			⑥	自治体 DX の推進
	2	財政の健全な運営	⑦	行政情報の適切な運用
			⑧	計画的な財政運営
			⑨	財源の確保
	3	効率的な行政運営	⑩	税収等の確保
			⑪	総合振興計画に基づく計画的行政の運営
			⑫	効率的な行政を推進するための体制強化
	4	窓口サービスの充 実	⑬	公有財産の有効活用と管理
			⑭	利用者の目線に立った窓口サービスの向上
			⑮	デジタルを活用した窓口行政サービスの向上
	5	広域行政の推進	⑯	広域的連携の強化

施策の内容

施策 5-1-1 地域活動の活性化

町民を始めとした、民間企業や大学などが得意分野を生かした活気ある地域づくりを支援します。

主な取組① 区や自治会によるコミュニティの基盤づくり

- 重点** ・ 区や自治会などによる活動を支援し、町民の交流の促進や区長会の支援を行い主体的な地域運営を図ります。
- ・ 区や自治会への加入促進を図ることで、コミュニティの核として継続的な活動を支援します。

主な取組② ボランティア・NPO等の活動促進

- ・ 地域活動に活発に取り組めるよう、各種団体に対して必要な支援を行います。
- ・ 地域活動への関心を高めるため、地域で活躍する各種団体の活動情報を広く発信します。

主な取組③ 大学との連携事業の推進

- ・ ウェルネススポーツ大学等との連携協力体制の強化により、大学が持つ専門的な知識や技能を用いて、地域の活性化や課題解決に繋げていきます。

施策 5-1-2 参加や交流を促す環境づくり

町民の地まちづくりへの参加や地域での交流する機会や推進のための仕組みづくりに取り組みます。

主な取組① まちづくりへの参加基盤の構築

- 重点** ・ 町民及び多様な主体との協働により、地域の活性化や課題解決に努めます。
- ・ 町政への参加の機会を広げ、町民の意見を町政に生かすための指針や体制づくりに努めます。

主な取組② 交流の場と機会の提供

- ・ 地域の交流拠点や地域活動の場として有効に活用できるように、施設の適切な管理運営を行います。
出会いを求める独身男女を対象として交流の機会をサポートします。

施策の内容

施策 5-2-1 人権尊重の啓発と支援の充実

あらゆる機会を通じて人権に対する正しい理解と認識の醸成を図り、差別と偏見のない地域社会づくりを目指します。

主な取組① 人権施策の推進

- ・ 町民が人権について、適切に理解し、差別のない社会になるよう、講演会の開催や広報紙・リーフレット・啓発物品を活用し、町民の人権意識の高揚を促します。
- ・ 人権が尊重され町民が安心して暮らせるよう、人権擁護委員による活動支援をはじめ、関係する課や機関等との連携を図り、支援体制の強化に努めます。

主な取組② 多文化共生社会の地域づくり

- 重点** ・ 外国籍の町民の意見等を把握する機会を設け、生活に係る多様な支援や町民の国際理解を深める取組を推進します。[生涯学習課 社会教育係]
- ・ 多文化共生社会の実現に向けて、日本語学校などと連携を図りながら、外国籍の町民が安心して暮らせるよう支援します。

施策 5-2-2 男女共同参画社会の推進

性別に関わりなく活躍できる社会づくりの実現に向けて、男女共同参画の普及・啓発と支援体制の充実を図ります。

主な取組① 男女共同参画の普及・啓発

- ・ 職場や家庭、学校などのあらゆる場面において男女共同参画社会の普及・啓発を図ります。
- 重点** ・ 多様な働き方を選択ができる社会を実現するため、働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

主な取組② 暴力・ハラスメント対策及び被害者支援

- ・ DVに関する相談窓口の設置とともに、関係機関と連携して被害者支援の強化を図ります。
- ・ DVに関する正しい知識の啓発を行います。

施策の内容

施策 5-3-1 広報活動と情報共有の充実

町民に行政情報を広くわかりやすく発信し、町政への関心を高められるように努めます。

主な取組① 広報活動の充実

- 町民に暮らしに役立つ情報や町政に関する情報を発信します。[総務課 秘書広聴係]
- 広報紙だけでなく、ホームページ等を効果的に活用し、情報発信媒体の充実を図ります。
- 広報レポーターを採用することで町民の視点に立った魅力的な情報の発信に努めます。

主な取組② 情報共有と情報公開の推進

- 出前講座の開催などにより、町民と事業や制度に関する情報共有化を図ります。

- 重点** • 町政の透明性と町民の知る権利の確保を図るため、関連法令に基づいた適切な情報開示に努めます。

施策 5-3-2 広聴体制の充実

町政に対する意見提供の機会を確保し、町民の声を聞くよう広聴活動の充実に努めます。

主な取組① 広聴活動の推進

- 町政懇談会やランチミーティングなどにより、町民から町政に対する意見を聞き取る機会の充実を図ります。

主な取組② 町民意向の反映

- 区長を通して把握した要望等を担当課へと繋ぐことで、円滑な地域の課題解決を図ります。

- 重点** • パブリックコメントなどにより、町民意向を反映した計画の策定や施策に取り組みます。

施策 5-3-3 シティプロモーションの推進

シティプロモーションにより様々な地域の変化や新たな魅力を町内外に広く発信し、町の認知度向上とイメージアップを図ります。

主な取組① SNS等を活用した魅力発信

- 重点** • SNSなどの様々な広報媒体を活用し、町の魅力やイベント情報を発信するとともに、流行の動向を観察し、時代に沿った効果的なプロモーションを実施します。
- 町外の方々をターゲットとした、アウトプロモーションを推進するなど、町の魅力を広く伝えることに努めます。
- 町の魅力を発信するプロモーション動画を作成し、町内外に広く発信し、町の認知度向上とイメージアップを図ります。

主な取組② 地域への愛着を醸成する機会づくり

- 重点** • 地域の次世代の担い手となる世代の町民とともに町のシティプロモーションの企画運営を行うことで、町への愛着の醸成を図ります。
- 町の様々な魅力ある写真を収集し、地域資源として保存・共有することで、PRや各種情報発信にあたって効果的に活用します。

主な取組③ フィルムコミッションの推進

- 映像制作者からのロケーション撮影に関する相談に対し、茨城県フィルムコミッションと連携しながら、映像制作者への支援を行います。
- 映像作品に関する情報を、SNSなどの様々な広報媒体を活用して情報発信します。

施策の内容

施策 5-4-1 DX を取り入れた行財政改革の推進

質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供するために、DX も含めた行財政改革を積極的に推進します。効果的、効率的な行政組織機構の確立により、町民サービスの向上を目指します。

主な取組① 行政改革の推進

- ・ 質の高い公共サービスを引き続き効率的・効果的に提供するため、さらなる行政改革の推進に取り組みます。

主な取組② 職員の育成と組織の活性化

- ・ 職員の能力及び資質の向上を図るため、多様な各種職員研修の参加機会を確保するとともに、職員の能力や実績を適正に評価し、組織の活性化に努めます。
- ・ 働き方改革を実施し、職員のワーク・ライフ・バランスを確立するとともに、職員の意欲の向上と能力が最大限発揮できる環境整備を推進します。

- 重点** ・ 都市地域から地域に変化を与える活動に取り組む人材を呼び込み、職員と連携協力しながら地域の課題解決に取り組みます。

主な取組③ 自治体 DX の推進

- 重点** ・ 町 DX 推進計画に基づき、データとデジタル技術を活用し、行政サービスの向上と業務効率化を図ります。
- ・ AI ツール等の新たなデジタル技術について調査研究を行い、本町に適した形態で将来的な導入を目指します。
- ・ マイナンバーカードの申請補助や、町民への広報活動等、マイナンバーカードの普及促進に引き続き取り組みます。

主な取組④ 行政情報の適切な運用

- ・ 行政事務の簡素化、効率化を図り町民サービスの向上につなげるため、情報システムの安定的な運用を推進します。
- ・ 情報技術の進化に対応したセキュリティ水準となるよう、職員研修による意識の向上や、情報セキュリティの監査体制の強化などを通じて、更なる情報セキュリティの向上を図ります。

施策 5-4-2 財政の健全な運営

自主財源の確保に努め、事務事業の見直し等により、計画的・効率的な財政運営を行い、より一層の財政の健全化を図ります。

主な取組① 計画的な財政運営

- 税収入等の歳入の予測及び歳出の見通しを**作成**し、基金の計画的な積立と活用に努めながら、効率的・効果的な予算編成に努めます。
- 適正な予算編成及び予算執行を行うため、歳入歳出の管理を適切に行い、不用額の削減と財源の有効活用に努めます。
- 会計書類の審査、出納検査等を通じて、適正で迅速な会計処理と安全で効率的な公金管理、収入管理を行います。

主な取組② 財源の確保

- ふるさと納税による寄附金制度や企業広告など、多様な収入の確保に努めるとともに、新たな財源を積極的に発掘し、自主財源の確保に努めます。
- 各執行事業について、国や県等の補助制度や交付税算入事業を検討し、積極的に導入・活用していきます。

主な取組③ 税収等の確保

- 町税の公平で適正な賦課を実施し、税収の確保と納税に対する町民の信頼の獲得に努めます。
- 納税相談や滞納整理の強化を継続し、町税の収納率向上に努めます。

施策 5-4-3 効率的な行政運営

総合振興計画の進行管理を行いながら、課題に対する総合的な調整機能の強化を図り、施策の重点化と各施策・事業の着実な推進に努めます。

主な取組① 総合振興計画に基づく計画的行政の運営

- 行政評価と連動した総合振興計画の進行管理を行い、各施策・事業の適切な推進を図り、効率的かつ効果的な行政経営を行います。
- 基本計画を指針として3か年実施計画を策定し、毎年度の進行管理及び計画のローリングを進めます。

主な取組② 効率的な行政を推進するための体制強化

- **組織機構**，事務分掌を随時見直し，改善の余地がある部分については適正な定員管理や他事業との調整を図ることにより行政運営の合理化を行います。
- 業務量や職員の能力・適正を考慮した職員を配置し，中長期的な視野に立った適正な定員管理に努めます。
- 町民の利便性の向上や地域の活性化のために，庁内体制や予算措置を考慮しつつ，権限移譲の推進を検討します。
- 入札・契約に係る情報を適切に公表し，契約事務の公正性・透明性の確保を図るなど，効率的で公正な入札・契約事務の執行に努めます。

主な取組③ 公有財産の有効活用と管理

- 施設の統廃合により生じる公共施設や遊休財産については，**施設の状態等を考慮し，他用途への転用などについて検討します。**
- 施設の適正な維持管理と老朽化した施設の長寿命化に向けた計画的な施設修繕改修及び最適化を推進します。
- 指定管理者制度など民間の力を活用し，**各課管轄の施設等において適切な行政サービスを確保しつつ，施設を有効に利用できるよう検討します。**

施策 5-4-4 窓口サービスの充実

町民にとって、各種手続きが、よりわかりやすくより迅速に済むよう、町民の視点に立った満足度と利便性の高い行政サービスの提供を図ります。

主な取組① 利用者の目線に立った窓口サービスの向上

- 重点** ・ 職員一人ひとりが町民の立場に立った親切でいねいな窓口対応に努め、コンビニ交付や戸別訪問申請等の導入により、やさしい窓口サービスの提供を目指します。
- ・ 各種研修等の実施により職員のスキルアップを継続的に行い、窓口業務における事務手続きの迅速化及び簡素化を図ります。

主な取組② デジタルを活用した窓口行政サービスの向上

- ・ 窓口での申請において、来庁者が自ら申請書を書かなくても簡単に手続きができる窓口システムの導入を目指します。
- 重点** ・ 町民が役場に行かなくても各種手続きを行えるよう、オンライン申請の拡充に取り組めます。
- ・ インターネット等を利用した電子納付など、これからも納税者の納付手段の拡充に取り組めます。

施策 5-4-5 広域行政の推進

広域による共同事務処理を進めるとともに、公共施設の相互利用の拡大を図り広域的な連携事業を進めます。

主な取組① 広域的連携の強化

- ・ 近隣自治体との連携により、一部事務組合、共同利用など広域的に取り組むことで、効果的・効率的な行政運営を図ります。
- ・ 周辺エリアの活性化や広域的な行政課題の対応を図るため、周辺自治体との連携・協力体制の強化に努めます。